

## 参考資料

### 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」

#### 答申（案）に対する意見提出者の一覧

（受付順、敬称略）

意見提出者(計9件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H24年7月26日	個人	—	
2	H24年7月30日	個人	—	
3	H24年8月30日	九州通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	秋吉 廣行
4	H24年8月31日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
5	H24年8月31日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
6	H24年8月31日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクモバイル株式会社		
		ソフトバンクテレコム株式会社		
7	H24年8月31日	フュージョン・コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役社長	相木 孝仁
8	H24年8月31日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
9	H24年8月31日	更生会社株式会社 ウィルコム	管財人	宮内 謙
			管財人	腰塚 和男

## 【案件名】

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)

## 【提出意見】

本件答申案は、東西均一接続料を維持するとしていますが、妥当でないと思います。

確かに、通信は、社会の基本的なインフラです。しかし、電気料金を始め、社会の基本的なインフラであっても、地域によって事業者やコストが異なれば、異なる料金となるのが当然です。

思うに、我が国を西と東で二分するという分社の在り方が、中途半端に大きすぎると思います。したがって、NTT も、電力会社のようにブロック別に分割した上で、均一接続料制度を廃止するべきだと思います。

**【案件名】**

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)

**【提出意見】**

良いと考えます。

## 意 見 書

平成24年8月30日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 810-0001

住所 福岡市中央区天神1丁目12番20号

氏名 九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 秋吉 廣行

電話番号

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡者：

（電話番号）

（メールアドレス）

章	具体的内容	
第2章 平成25年度以降 の接続料算定方式	2. 現行の接続料算定方式の評価	○長期増分費用方式は効率的なコストに基づいて接続料を算定する方式であり、合理性や効率性の観点から、「引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当」とする答申(案)の考え方賛成します。
	3. 改良モデルの評価	○より実態に即した改良モデルであり、かつ、コストが低減されていることから、答申(案)の考え方賛成します。
	4. PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○IP-LRIC モデルの検討に当たっては、音声系トラヒックとデータ系トラヒックのコスト配賦や PSTN からのサービス移行など多くの課題があることから、「詳細な検討を行う必要がある」とする答申(案)の考え方賛成します。</li> <li>○なお、当面メタルアクセスも混在した提供形態が続くと思われるため、その点を踏まえたモデルを検討すべきと考えます。</li> </ul>
第3章 NTSコストの扱い	2. 平成25年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○き線点 RT～GC 間伝送路コストの扱いについては、他の NTS コストと同様に接続料原価から除外し、NTT 東西の基本料の中で回収すべきと考えます。</li> <li>○仮に、答申(案)のとおり、当分の間の措置として算入することもやむを得ないとするならば、ユニバーサル制度の見直しとあわせ、速やかに見直すべきと考えます。</li> </ul>
第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い	2. 平成25年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入力値の取扱いといった基本的なルールは、制度の安定性の観点から頻繁に変更すべきものではないと考えることから、「引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当」とする答申(案)の考え方賛成します。</li> </ul>
第5章 東西均一接続料の扱い	2. 平成25年度以降の東西均一接続料の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前回答申時点(22年9月)から大きな環境変化がないことから、「これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当」とする答申(案)の考え方賛成します。</li> </ul>
第6章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間	2. 改良モデルを用いた算定方式の適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気通信分野を取り巻く環境の変化を考慮すると改良モデルの適用期間は、短期間が望ましいが、IP-LRIC モデルを含む次期モデルの検討には一定の期間が必要と考えることから、「平成25年度から平成27年度までの3年間とすることが適当」とする答申(案)の考え方賛成します。</li> </ul>

## 意 見 書

西 企 営 第 9 1 号  
平成 24 年 8 月 31 日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 540-8511

（ふりがな）  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3-15

（ふりがな）  
氏 名 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

(別紙)

「長期増分費用方式に基づく接続料の  
平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）  
に対する意見

平成24年8月31日  
西日本電信電話株式会社

答申（案）	当社意見																																																																								
<p>—</p>	<p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。</p> <p>特に、携帯電話ユーザが約1.3億に拡大し、固定電話（PSTN）ユーザの約4倍ものユーザが存在するようになっていることに加えて、GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等のアプリケーションサービスプロバイダが、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっている点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。</p> <p>現に、音声通信サービスの総トラヒックは、長期増分費用方式が初めて導入された平成12年度には70億時間だったものが、平成22年度には41億時間になる等、市場全体が縮小していることに加え、特に、固定電話（PSTN）相互間のトラヒックについては、平成12年度には52億時間だったものが、平成22年度には11億時間と、5分の1程度に縮減しています。</p> <p>(単位：億時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>固定電話相互間</th> <th>IP電話・移動体間</th> <th>移動体相互間</th> <th>IP電話相互間</th> <th>総トラヒック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>52 (74%)</td> <td>8 (11%)</td> <td>10 (15%)</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>38</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>8 (19%)</td> <td>11 (26%)</td> <td>21 (50%)</td> <td>2 (5%)</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総務省公表「通信量からみた我が国の通信利用状況」から作成 ※ ( ) 内は総トラヒックに占める割合</p>	年度	固定電話相互間	IP電話・移動体間	移動体相互間	IP電話相互間	総トラヒック	H12	52 (74%)	8 (11%)	10 (15%)	0	70	H13	47	10	13	0	67	H14	38	12	15	0	58	H15	25	13	18	0	51	H16	5	0	0	0	7	H17	22	10	15	0	47	H18	18	10	15	0	43	H19	15	10	15	0	41	H20	12	10	15	0	40	H21	10	10	15	0	35	H22	8 (19%)	11 (26%)	21 (50%)	2 (5%)	41
年度	固定電話相互間	IP電話・移動体間	移動体相互間	IP電話相互間	総トラヒック																																																																				
H12	52 (74%)	8 (11%)	10 (15%)	0	70																																																																				
H13	47	10	13	0	67																																																																				
H14	38	12	15	0	58																																																																				
H15	25	13	18	0	51																																																																				
H16	5	0	0	0	7																																																																				
H17	22	10	15	0	47																																																																				
H18	18	10	15	0	43																																																																				
H19	15	10	15	0	41																																																																				
H20	12	10	15	0	40																																																																				
H21	10	10	15	0	35																																																																				
H22	8 (19%)	11 (26%)	21 (50%)	2 (5%)	41																																																																				

	<p>(前頁からの続き)</p> <p>今後も、固定電話に係る市場規模がますます縮小していくことを踏まえると、これまでのように固定電話の接続料に対して規制を課し続ける意義は乏しくなっています。</p> <p>また、前述のとおり、固定電話（PSTN）サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に、長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。</p> <p>さらに、今回の答申（案）では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮するという現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされておりますが、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。</p> <p>以上のことから、当社としては、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべきと考えますが、仮に接続料規制を撤廃しない場合でも、少なくとも長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直していただく必要があると考えます。</p>
--	--

2. 現行の接続料算定方式の評価	<p>答申（案）では、「平成25年度以降の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは現時点においては適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である」とされています。</p> <p>しかしながら、固定電話（PSTN）サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。</p> <p>また、長期増分費用モデルは、需要の減少に対応した設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してモデルコストを削減できるのに対し、実際のネットワークにおいては、需要減に応じて瞬時に、小規模な装置への更改や装置の台数の削減を行うことはできないため、需要減に比例してコストを削減することはできないことから、このような需要減の環境下における接続料算定に長期増分費用モデルを継続して用いることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直していただく必要があると考えます。</p>
---------------------	--

3. 改良モデルの評価  4. PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応  (1) 改良モデルの適用にあたって措置すべき事項	<p>答申（案）では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、PSTNのIP網への移行の進展により、実際のネットワークではPSTNに関連する設備投資が減少することになるとして、長期増分費用モデルで算定する減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮する方向で補正することが適当とされています。</p> <p>しかしながら、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。</p> <p>したがって、長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直すべきと考えますが、仮に長期増分費用方式を継続する上で、現実との乖離を補正するという考え方を織り込むのであれば、以下の費用や需要についても、モデルと現実とで大きな乖離が生じていることから、今回の見直しに織り込むべきと考えます。</p> <p>①施設保全費について、答申（案）で措置するとされた交換機の償却済み比率の上昇に伴う施設保全費の増加をモデルに反映するに止まらず、需要減に比例して瞬時に設備量を縮減できる長期増分費用モデルと異なり、実際のネットワークでは需要減に応じて設備量を縮減できないという状況を踏まえた施設保全費の補正を行うこと</p> <p>②接続料算定に用いる需要について、「前年度下期+当年度上期予測」通信量でなく「適用年度予測」通信量を用いること</p>
--	--

(前頁からの続き)	<p>また、東日本大震災を踏まえ当社が行っている通信ネットワークの更なる信頼性向上の取り組み（災害対策）について、答申（案）では、「妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であることから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではない」としていますが、今回のモデル見直しの検討において、妥当性を検証する上での考え方や、効率性を考慮したモデルへの反映方法は、以下のとおり整理されています。</p> <p>①「中継伝送路の予備ルートの構築」について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が敷設する予備ルートのうち、沿岸部の拠点性の高い局舎を救済し、かつモデル上の伝送路ループと重複しない予備ルートをモデルへの反映範囲とする。</li><li>・具体的なモデルへの反映にあたり、当該予備ルートの敷設距離等をモデル上の既存ループの局間距離に応じて配賦する。</li></ul> <p>②「局舎の投資コストへの災害対策コストの追加」について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が災害対策を実施した局舎のうち、モデルの考え方方に沿ってその妥当性が確認され、かつ自治体策定のハザードマップにおいて津波到達範囲と想定される局舎をモデルへの反映範囲とする。</li><li>・具体的なモデルへの反映にあたり、モデルの入力値である局舎建設単価を補正する。</li></ul> <p>上記に加え、経済的耐用年数について現実の新規投資抑制を考慮し毎年度見直す等、コスト減となる要素のみをモデルに継続的に反映する一方で、こうした取り組み（災害対策）が毎年度のモデルに反映されないことは合理的ではありません。</p> <p>したがって、今回モデルに反映されなかったモデル上の伝送路と重複する予備ルート等を含め、今後、当社が実施する災害対策に係る取り組みにおいて、詳細情報が明らかになったものについては、毎年の入力値見直しの時期に合わせ、適宜適切にモデルに反映すべきものと考えます。</p>
-----------	--

4. PSTNからIP網への移行を踏まえた対応 (2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項 イ 考え方 ② IP-LRIC モデルの検討	<p>答申（案）では、「今後、PSTNからIP網への移行が一層進展していくことが想定されるため、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、IP-LRICモデルについては、引き続き諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」とされています。</p> <p>しかしながら、PSTN接続料のコスト算定モデルとして、PSTNと装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を適用することは、適切な原価に基づく接続料にはなりえないと考えます。</p> <p>また、当社は、2020年からのPSTNのIP網へのマイグレーションに向けて、①当社と他事業者がIP網同士を直接接続するにあたってのインターフェースの標準化・通話品質の確保、相互接続点（POI）の設置位置等、②PSTNにおいて交換機の番号データベース等を利用して機能実現している番号ポータビリティのIP網での実現方式等、様々な課題について事業者間の話し合いを進めている状況であり、それら課題解決に先行して、当該モデルを検討すること自体が困難と考えます。</p> <p>さらに、IP網については、技術革新のスピードが速く、今後のサービスの多様化・高度化に伴い、当該網の品質・機能等も短期間で大きく変貌していく可能性が高いと考えられるため、仮に、ある瞬間における実際のネットワークの状況を捉えたモデルを構築したとしても、そのモデルが実際に適用される頃には、既に陳腐化している等、モデルでは変化への対応に限界があることから、今後においても、モデル化は難しいものと考えます。</p>
---	--

第2章 平成25年度以降の接続料算定方式	<p>4. P S T NからI P網への移行を踏まえた対応</p> <p>(2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項</p> <p>イ 考え方</p> <p>③ N G N接続料との関係</p>	<p>答申（案）では「将来的には、P S T Nに係る接続料算定の在り方について検討を行うにあたり、P S T NからI P網への移行に与える影響や、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、P S T Nに係る接続料とN G Nに係る接続料との関係について改めて整理し、必要な検討を行っていくことが適当」とされています。</p> <p>料金政策として、P S T N接続料水準の上昇を抑制する必要があるのであれば、当社としては、適切な原価算定の観点から、実際費用方式（実績原価）とすることを前提に、固定電話（P S T N）とO A B J – I P電話の双方の原価を合算し、その合算した原価を、双方の需要を合算した需要で除して算定した接続料を、双方に適用する方式（加重平均方式）であれば、接続料に適正な原価及び需要を用いることとなり、考え方として取りうるものと考えます。</p>
第3章 N T Sコストの扱い	<p>2. 平成25年度以降の接続料算定におけるN T Sコストの扱い</p>	<p>N T Sコストのうち、き線点R T – G C間伝送路コストについては、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス基金制度が見直された際、P S T Nの従量制接続料の原価に算入するとされたものであり、今後、ユニバーサル基金制度が見直されない限り、その取扱いを継続することが適当であると考えており、答申（案）で、当該コストを引き続き従量制接続料の原価に算入するとされたことは妥当であると考えます。</p>

2.  
平成25年度以降の接続料算定における入力値の扱い

答申（案）では、長期増分費用方式に基づく接続料の算定に用いる通信量として、予測期間の予測値とそれに対応する期間の実績値との乖離幅を評価基準として「前年度下期+当年度上期予測」通信量を用いることが適当とされていますが、本来、接続料は、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量も、適用年度の予測通信量を用いることが適当と考えます。

現に、過去の実績通信量をもとに、予測値と適用年度の実績値との乖離幅を比較してみると、「前年度予測」、「前年度下期+当年度上期予測」と比べ、「適用年度予測」の通信量が適用年度の実績通信量との乖離が最も少ないという結果になっています。

・毎年の接続料算定に用いる予測通信量と同一の方法で予測した予測値を、適用年度の実績値と比較  
(単位：百万時間)

	H21			H22			H23		
	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離
前年度予測 <10ヶ月実績+2ヶ月予測>	2,331	2,773	+19.0%	2,036	2,317	+13.8%	1,741	2,019	+16.0%
前年度下期+適用年度上期予測 <4ヶ月実績+8ヶ月予測>（毎年の接続料算定に使用）		2,535	+8.8%		2,129	+4.6%		1,881	+8.0%
適用年度予測 <12ヶ月予測>		2,325	▲0.2%		1,959	▲3.7%		1,755	+0.8%

※NTT東西の交換機を経由する主要な通信量ベース

また、答申（案）では、「次期接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量の動向等も踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当」とされ、詳細な検討を行うことなく予測通信量の見直しは次期の課題として先送りされています。しかしながら、今回の見直しでは、減価償却費及び正味固定資産価額の圧縮という現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされており、仮にそのような現実に近づけるための見直しを行うのであれば、接続料算定に用いる需要も可能な限り現実の適用期間の需要に近づけるべきであり、また、その見直しも次回の検討に先送りするのではなく、今回の見直しにおいて実施する必要があると考えます。

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い	(前頁からの続き)	<p>なお、実際費用方式を用いて接続料を算定する場合、実績原価方式については、適用の前々年度の需要及び原価を用いて算定していますが、適用年度との乖離額は、乖離額調整制度により適切に回収できる仕組みが設けられており、また、将来原価方式については、適用年度の需要及び原価を予測して接続料を算定する等、適用年度に要したコストを適切に回収できる仕組みとなっています。</p>
第5章 東西均一接続の扱い	2. 平成25年以降の東西均一接続料の扱い	<p>従来、固定電話の市内通話はユニバーサルサービスに位置づけられており、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、及び、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところですが、今後も、東西均一接続料を継続する場合には、西日本エリアにおける接続料コストの回収が可能となるよう、現行の東西交付金制度の継続、またはこれと同等の仕組みの導入が前提であると考えます。</p>

2. 改良モデルを用いた算定方式の適用期間	本来、実際費用方式に早期に移行すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用せざるを得ないとした場合の改良モデルの適用期間については、事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から算定方法の頻繁な変更は好ましくないことから、今回の答申（案）において、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、平成25年度から平成27年度までの3年間としたことについては、一定程度の合理性があるものと考えます。
--------------------------	---

## 意 見 書

東経企営第12-0095号  
平成24年8月31日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8019

（ふりがな） とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

（ふりがな） ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 山村 雅之  
やまむら まさゆき

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

(別紙)

「長期増分費用方式に基づく接続料の  
平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）  
に対する意見

平成24年8月31日  
東日本電信電話株式会社

答申（案）	当社意見																																																																								
<p>—</p>	<p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。</p> <p>特に、携帯電話ユーザが約1.3億に拡大し、固定電話（PSTN）ユーザの約4倍ものユーザが存在するようになっていることに加えて、GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等のアプリケーションサービスプロバイダが、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっている点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。</p> <p>現に、音声通信サービスの総トラヒックは、長期増分費用方式が初めて導入された平成12年度には70億時間だったものが、平成22年度には41億時間になる等、市場全体が縮小していることに加え、特に、固定電話（PSTN）相互間のトラヒックについては、平成12年度には52億時間だったものが、平成22年度には11億時間と、5分の1程度に縮減しています。</p> <p>(単位：億時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>固定電話相互間</th> <th>IP電話・移動体間</th> <th>移動体相互間</th> <th>IP電話相互間</th> <th>総トラヒック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>52 (74%)</td> <td>8 (11%)</td> <td>10 (15%)</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>38</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>11</td> <td>8 (19%)</td> <td>21 (50%)</td> <td>2 (5%)</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総務省公表「通信量からみた我が国の通信利用状況」から作成 ※ ( ) 内は総トラヒックに占める割合</p>	年度	固定電話相互間	IP電話・移動体間	移動体相互間	IP電話相互間	総トラヒック	H12	52 (74%)	8 (11%)	10 (15%)	0	70	H13	47	10	13	0	67	H14	38	12	15	0	58	H15	25	13	18	0	51	H16	5	0	0	0	7	H17	22	10	15	0	47	H18	18	10	15	0	43	H19	15	10	15	0	41	H20	12	10	15	0	40	H21	10	10	15	0	35	H22	11	8 (19%)	21 (50%)	2 (5%)	41
年度	固定電話相互間	IP電話・移動体間	移動体相互間	IP電話相互間	総トラヒック																																																																				
H12	52 (74%)	8 (11%)	10 (15%)	0	70																																																																				
H13	47	10	13	0	67																																																																				
H14	38	12	15	0	58																																																																				
H15	25	13	18	0	51																																																																				
H16	5	0	0	0	7																																																																				
H17	22	10	15	0	47																																																																				
H18	18	10	15	0	43																																																																				
H19	15	10	15	0	41																																																																				
H20	12	10	15	0	40																																																																				
H21	10	10	15	0	35																																																																				
H22	11	8 (19%)	21 (50%)	2 (5%)	41																																																																				

	<p>(前頁からの続き)</p> <p>今後も、固定電話に係る市場規模がますます縮小していくことを踏まえると、これまでのように固定電話の接続料に対して規制を課し続ける意義は乏しくなっています。</p> <p>また、前述のとおり、固定電話（PSTN）サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に、長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。</p> <p>さらに、今回の答申（案）では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮するという現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされておりますが、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。</p> <p>以上のことから、当社としては、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべきと考えますが、仮に接続料規制を撤廃しない場合でも、少なくとも長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直していただく必要があると考えます。</p>
--	--

2. 現行の接続料算定方式の評価	<p>答申（案）では、「平成25年度以降の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは現時点においては適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である」とされています。</p> <p>しかしながら、固定電話（PSTN）サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。</p> <p>また、長期増分費用モデルは、需要の減少に対応した設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してモデルコストを削減できるのに対し、実際のネットワークにおいては、需要減に応じて瞬時に、小規模な装置への更改や装置の台数の削減を行うことはできないため、需要減に比例してコストを削減することはできないことから、このような需要減の環境下における接続料算定に長期増分費用モデルを継続して用いることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直していただく必要があると考えます。</p>
---------------------	--

3. 改良モデルの評価  4. PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応  (1) 改良モデルの適用にあたって措置すべき事項	<p>答申（案）では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、PSTNのIP網への移行の進展により、実際のネットワークではPSTNに関連する設備投資が減少することになるとして、長期増分費用モデルで算定する減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮する方向で補正することが適当とされています。</p> <p>しかしながら、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。</p> <p>したがって、長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直すべきと考えますが、仮に長期増分費用方式を継続する上で、現実との乖離を補正するという考え方を織り込むのであれば、以下の費用や需要についても、モデルと現実とで大きな乖離が生じていることから、今回の見直しに織り込むべきと考えます。</p> <p>①施設保全費について、答申（案）で措置するとされた交換機の償却済み比率の上昇に伴う施設保全費の増加をモデルに反映するに止まらず、需要減に比例して瞬時に設備量を縮減できる長期増分費用モデルと異なり、実際のネットワークでは需要減に応じて設備量を縮減できないという状況を踏まえた施設保全費の補正を行うこと</p> <p>②接続料算定に用いる需要について、「前年度下期+当年度上期予測」通信量でなく「適用年度予測」通信量を用いること</p>
--	--

(前頁からの続き)	<p>また、東日本大震災を踏まえ当社が行っている通信ネットワークの更なる信頼性向上の取り組み（災害対策）について、答申（案）では、「妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であることから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではない」としていますが、今回のモデル見直しの検討において、妥当性を検証する上での考え方や、効率性を考慮したモデルへの反映方法は、以下のとおり整理されています。</p> <p>①「中継伝送路の予備ルートの構築」について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が敷設する予備ルートのうち、沿岸部の拠点性の高い局舎を救済し、かつモデル上の伝送路ループと重複しない予備ルートをモデルへの反映範囲とする。</li><li>・具体的なモデルへの反映にあたり、当該予備ルートの敷設距離等をモデル上の既存ループの局間距離に応じて配賦する。</li></ul> <p>②「局舎の投資コストへの災害対策コストの追加」について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が災害対策を実施した局舎のうち、モデルの考え方方に沿ってその妥当性が確認され、かつ自治体策定のハザードマップにおいて津波到達範囲と想定される局舎をモデルへの反映範囲とする。</li><li>・具体的なモデルへの反映にあたり、モデルの入力値である局舎建設単価を補正する。</li></ul> <p>上記に加え、経済的耐用年数について現実の新規投資抑制を考慮し毎年度見直す等、コスト減となる要素のみをモデルに継続的に反映する一方で、こうした取り組み（災害対策）が毎年度のモデルに反映されないことは合理的ではありません。</p> <p>したがって、今回モデルに反映されなかったモデル上の伝送路と重複する予備ルート等を含め、今後、当社が実施する災害対策に係る取り組みにおいて、詳細情報が明らかになったものについては、毎年の入力値見直しの時期に合わせ、適宜適切にモデルに反映すべきものと考えます。</p>
-----------	--

4. PSTNからIP網への移行を踏まえた対応 (2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項 イ 考え方 ② IP-LRIC モデルの検討	<p>答申（案）では、「今後、PSTNからIP網への移行が一層進展していくことが想定されるため、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、IP-LRICモデルについては、引き続き諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」とされています。</p> <p>しかしながら、PSTN接続料のコスト算定モデルとして、PSTNと装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を適用することは、適切な原価に基づく接続料にはなりえないと考えます。</p> <p>また、当社は、2020年からのPSTNのIP網へのマイグレーションに向けて、①当社と他事業者がIP網同士を直接接続するにあたってのインターフェースの標準化・通話品質の確保、相互接続点（POI）の設置位置等、②PSTNにおいて交換機の番号データベース等を利用して機能実現している番号ポータビリティのIP網での実現方式等、様々な課題について事業者間の話し合いを進めている状況であり、それら課題解決に先行して、当該モデルを検討すること自体が困難と考えます。</p> <p>さらに、IP網については、技術革新のスピードが速く、今後のサービスの多様化・高度化に伴い、当該網の品質・機能等も短期間で大きく変貌していく可能性が高いと考えられるため、仮に、ある瞬間における実際のネットワークの状況を捉えたモデルを構築したとしても、そのモデルが実際に適用される頃には、既に陳腐化している等、モデルでは変化への対応に限界があることから、今後においても、モデル化は難しいものと考えます。</p>
---	--

第2章 平成25年度以降の接続料算定方式	<p>4. PSTNからIP網への移行を踏まえた対応</p> <p>(2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項</p> <p>イ 考え方</p> <p>③ NGN接続料との関係</p>	<p>答申（案）では「将来的には、PSTNに係る接続料算定の在り方について検討を行うにあたり、PSTNからIP網への移行に与える影響や、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、PSTNに係る接続料とNGNに係る接続料との関係について改めて整理し、必要な検討を行っていくことが適当」とされています。</p> <p>料金政策として、PSTN接続料水準の上昇を抑制する必要があるのであれば、当社としては、適切な原価算定の観点から、実際費用方式（実績原価）とすることを前提に、固定電話（PSTN）とOABJ－IP電話の双方の原価を合算し、その合算した原価を、双方の需要を合算した需要で除して算定した接続料を、双方に適用する方式（加重平均方式）であれば、接続料に適正な原価及び需要を用いることとなり、考え方として取りうるものと考えます。</p>
第3章 NTSコストの扱い	<p>2. 平成25年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p>	<p>NTSコストのうち、き線点RT－GC間伝送路コストについては、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス基金制度が見直された際、PSTNの従量制接続料の原価に算入するとされたものであり、今後、ユニバーサル基金制度が見直されない限り、その取扱いを継続することが適当であると考えており、答申（案）で、当該コストを引き続き従量制接続料の原価に算入するとされたことは妥当であると考えます。</p>

2.  
平成25年度以降の接続料算定における入力値の扱い

答申（案）では、長期増分費用方式に基づく接続料の算定に用いる通信量として、予測期間の予測値とそれに対応する期間の実績値との乖離幅を評価基準として「前年度下期+当年度上期予測」通信量を用いることが適当とされていますが、本来、接続料は、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量も、適用年度の予測通信量を用いることが適当と考えます。

現に、過去の実績通信量をもとに、予測値と適用年度の実績値との乖離幅を比較してみると、「前年度予測」、「前年度下期+当年度上期予測」と比べ、「適用年度予測」の通信量が適用年度の実績通信量との乖離が最も少ないという結果になっています。

・毎年の接続料算定に用いる予測通信量と同一の方法で予測した予測値を、適用年度の実績値と比較

(単位：百万時間)

	H21			H22			H23		
	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離
前年度予測 <10ヶ月実績+2ヶ月予測>	2,331	2,773	+19.0%	2,036	2,317	+13.8%	1,741	2,019	+16.0%
前年度下期+適用年度上期予測 <4ヶ月実績+8ヶ月予測>（毎年の接続料算定に使用）		2,535	+8.8%		2,129	+4.6%		1,881	+8.0%
適用年度予測 <12ヶ月予測>		2,325	▲0.2%		1,959	▲3.7%		1,755	+0.8%

※NTT東西の交換機を経由する主要な通信量ベース

また、答申（案）では、「次期接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量の動向等も踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当」とされ、詳細な検討を行うことなく予測通信量の見直しは次期の課題として先送りされています。しかしながら、今回の見直しでは、減価償却費及び正味固定資産価額の圧縮という現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされており、仮にそのような現実に近づけるための見直しを行うのであれば、接続料算定に用いる需要も可能な限り現実の適用期間の需要に近づけるべきであり、また、その見直しも次回の検討に先送りするのではなく、今回の見直しにおいて実施する必要があると考えます。

(前頁からの続き)	なお、実際費用方式を用いて接続料を算定する場合、実績原価方式については、適用の前々年度の需要及び原価を用いて算定していますが、適用年度との乖離額は、乖離額調整制度により適切に回収できる仕組みが設けられており、また、将来原価方式については、適用年度の需要及び原価を予測して接続料を算定する等、適用年度に要したコストを適切に回収できる仕組みとなっています。
-----------	--

2. 改良モデルを用いた算定方式の適用期間	本来、実際費用方式に早期に移行すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用せざるを得ないとした場合の改良モデルの適用期間については、事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から算定方法の頻繁な変更は好ましくないことから、今回の答申（案）において、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、平成25年度から平成27年度までの3年間としたことについては、一定程度の合理性があるものと考えます。
--------------------------	---

## 意見書

平成 24 年 8 月 31 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
(だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

### 【総論】

PSTN から IP 網へのマイグレーションが本格化していることに伴う需要減少により、接続料上昇が懸念されることから、今回、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申案(以下、「答申案」という。)において、平成 25 年度以降の接続料については、プライシングによる接続料の補正を行うことが示されました。本補正措置については、IP 網への進展による影響をコスト算定に反映するという点において、一定の効果があるものと考えます。また、次期モデルについて、IP 網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しの検討が必要との見解が示されておりますが、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するという LRIC の基本的考え方や今後 IP 網への移行本格化を見据えた対応という点から適切と考えます。

ただし、平成 25 年度以降の接続料に適用される補正措置につきましては、あくまで暫定的な措置であるため、答申案でも示されているとおり、IP-LRIC モデルの導入をはじめとした算定方式の抜本的な見直しの検討は急務と考えます。

また、答申案に対する直接的な意見ではありませんが、ドライカッパ等のレガシー系サービス全般の接続料も、マイグレーションの進展に伴う需要減少により上昇を続けています。ドライカッパ等レガシー系サービスの接続料算定方法については、今後更なる適正化に向けた検討を行うことが予定されていますが、PSTN接続料と同様に、プライシング補正による暫定的な措置または抜本的な改善策それぞれについて検討すべきと考えます。

### 【各論】

章	具体的な内容	
第 2 章 平成 25 年度 以降の接続 料算定方法	4. PSTN から IP 網への移行 の進展を踏 まえた対応	<p>PSTN から IP 網への進展を踏まえた対応として、今回プライシング補正を行うことが示されたことにつきましては、IP 網への進展による影響をコスト算定に反映するという点において適切と考えます。</p> <p>ただし、3 年間で段階的に導入する、とされている点につきましては、その根拠が接続政策委員会の議論及び答申案においても示されていないため、3 年間とした理由や段階的導入をしない場合の LRIC 費用への影響等、その明確な根拠を示すべきです。</p> <p>PSTN から IP 網への進展を踏まえた抜本的な対応が必要、という見解が示されたことにつきましても、今後 IP 網への移行本格化を見据えた対応という点から適切と考えます。</p> <p>ただし、補正後の接続料も依然値上げ傾向にあり、特に平成 27 年度の接続料については、予測の幅も大きいことから、改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用すべく早期に検討着手すべきと考えます。</p> <p>なお、答申案で挙げられている、検討事項のうち IP-LRIC モデルについては、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するという LRIC の基本的考え方や、IP 化が進展しているという東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」とい</p>

		う。)殿の現状とも合致するものであることから、最も優先して取り組むべき事項と考えます。
第3章 NTSコストの 扱い	2.平成25年度以 降の接続料 算定における NTSコストの 扱い	NTSコスト(き線点 RT-GC 間伝送路コスト)につきましては、従前より、「当分の間の措置」として、接続料原価に算入されており、当然除外すべきです。 なお、ユニバーサルサービス制度への影響を考慮し、段階的な控除を行うことも一案と考えます。
第4章 接続料算定 に用いる入 力値の扱い	2.平成25年度以 降の接続料 算定に用いる 入力値の扱い	答申案においては、現時点では、「9ヶ月予測」と「8ヶ月予測」は同程度の信頼性があるという結果が示されていますが、今後も同等の精度を維持し続けるかどうかは不透明なため、今後も「9ヶ月予測」と「8ヶ月予測」の精度の検証は引き続き行う必要があると考えます。
第5章 東西均一接 続料の扱い	2.平成25年度以 降の東西均 一接続料の 扱い	接続料算定の原則や、NTT東西殿を別々の地域会社として設立した経緯から、NTT東西殿の接続料は、原則として東西別で設定されるべき、ということは答申案にも記載されているところです。 東西均一接続料の検討を行うに当たっては、東西均一接続料のメリット・デメリットが競争に与える影響と利用者利便に与える影響という適切な価値基準に則り比較衡量することが重要と考えます。 現在、東西別接続料が設定されているひかり電話トラヒックが増加している状況も踏まえると、原則として、PSTN接続料についても東西別接続料の導入を検討すべきと考えます。
第6章 改良モデル を用いた算 定方式の適 用期間	2.改良モデルを 用いた算定方 式の適用期 間	改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用することが必要であると考えます。 なお、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合」には、接続政策委員会で議論があったとおり、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含め、広く想定し得るものと考えますが、その点について、認識に齟齬がないか明確にして頂きたいと考えます。
第7章 おわりに		答申案において、「次期モデルに関する検討を早期に開始する必要がある。」と記載されていますが、答申案でも示されているとおり、次期モデルについては十分な検討期間が必要でありかつ既述したとおり、補正後の接続料も依然として値上げ傾向にあることから、早期に次期モデルの検討に着手すべきです。IP網への移行が急速に進展している現状を踏まえると、遅くとも平成24年中には研究会を立ち上げ、次期モデルの検討を開始すべきであり、答申においてもそれを明確に示すべきです。

以上

## 意見書

平成 24 年 8 月 31 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだくくだんみなみ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号

(ふりがな) ふゅーじょん こみゅにけーしょんず かぶしきがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

あいき たかひと

代表取締役社長 相木 孝仁

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)につきまして意見募集の機会をいただき厚く御礼申し上げます。

下記のとおり弊社意見を提出させていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

## ●総論

長期増分費用モデル（以下「LRIC モデル」といいます。）の適用については、客觀性・透明性の確保、恣意性・非効率性の排除に加えて、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東西殿」といいます。）に対するコスト削減インセンティブを与え、競争環境を確保していく観点から、引き続き有効であると考えます。

もとより LRIC モデルは PSTN の継続的提供を前提として構築されていますが、PSTN のマイグレーション／廃止時期が明らかとなり、PSTN にかかる通信量が一層減少していくことが見込まれていますので、合同公開ヒアリングにおいて、来年度以降の接続料にはプライシングにおける補正、次期にはモデルの抜本的見直しが必要であると意見を述べさせていただきました。

答申案にて示された、改良モデルの適用、PSTN から IP 網への移行の進展を勘案したプライシングにおける補正、次期モデル見直しに向けた検討につきましては、弊社共の主張と同じ方向性で取り纏めていただいておりますので賛同いたします。

個別各論に対する弊社意見につきまして、次のとおり述べさせていただきます。

## ●各論

### 第 2 章 平成 25 年度以降の接続料算定方式

#### 3. 改良モデルの評価

改良モデルを適用することにより、NTT 東西殿に対するコスト削減インセンティブが働くなどの効果が考えられることから賛同いたします。

#### 4. PSTN から IP 網への移行の進展を踏まえた対応

##### (1) 改良モデルの適用にあたって措置すべき事項

合同公開ヒアリングで意見を述べさせていただいたとおり、PSTN のマイグレーション／廃止時期が明らかとなり、通信量が一層減少していくことが見込まれますので、来年度以降の接続料算定にあたりプライシングにおける補正が必要と考えます。

答申案におけるプライシングの補正につきましては、弊社共の主張と同じ趣旨で取り纏めていただいておりますので賛同いたします。

しかしながら、答申案における補正はコスト部分にのみ向けられ、通信量等の需要部分に対する追加補正も必要であると考えております。

「PSTN 定常」に対しては、原価に基づく接続料算定の原則に則っているとは必ずしも言い難い、NGN 接続料との関係等から適當ではないと答申案では示されました。しかし、事業者都合により構築された NGN の導入によって、PSTN から NGN への通信量の移行が進展し、LRIC モデルの

前提条件が崩されていると言えます。また、原価にもとづけば将来、更なる移行の進展によって接続料水準の高騰化は避けられませんので、これらの問題を解決すべく段階的にでも IP 網へ移行した通信量を加算していく追加補正が必要であると考えます。

#### (2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項

PSTN のマイグレーション／廃止時期が明らかになったことから、次期モデルにおける抜本的見直しとして、IP-LRIC モデルやスコーチド・ノードの見直しなどの審議検討が積極的に行われるこことを要望します。今後更なる IP 網への移行の進展が見込まれるところですが、実際の局舎位置・局舎数に基づく接続料算定を続けた場合、将来大幅な接続料上昇が想定されますので、対策の一案としてスコーチド・ノードの見直しもご検討いただきたいと存じ上げます。

### 第 3 章 NTS コストの扱い

答申案に基づけば、来年度以降、き線点 RT-GC 間伝送路コストは接続料原価のうち約 30%を占めるものと試算されており、事業者に対する負担が少なくないことを再認識していただきたく存じ上げます。

利用者負担の軽減の観点から、接続料原価に算入することは、あくまで当面の措置としてやむを得ないとのことです、同コストの控除について引き続きのご検討を要望いたします。

・ GC 接続料の推移（き線点 RT-GC 間伝送路コストの算入／不算入別）【単位：円／3 分】

	H25AC	H26AC	H27AC
同コストを全額算入する場合	5.4～5.6	5.7～6.0	6.0～6.4
同コストを全額算入しない場合	3.8～3.9	3.9～4.1	4.1～4.4
接続料原価に占める同コストの比率	29.6～30.4%	31.6～31.7%	31.3～31.7%

### 第 4 章 接続料算定に用いる入力値の扱い

引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を適当とする考えに賛同いたします。

### 第 5 章 東西均一接続料の扱い

平成 22 年答申時から大きな環境変化が認められないため、東西均一接続料を引き続き採用することが適当とのことです、今後も IP 電話サービス利用の普及状況を注視していただき、然るべき段階に至った際には、速やかに見直しのご検討をいただきたく存じ上げます。

### 第 6 章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間

適用期間を 3 年間としつつ、適用期間内であっても環境が大きく変化することが明らかになった場合には、適切な接続料算定となるよう速やかに見直しを検討することが適当と示されておりますが、次期モデルの検討を終えましたら、同モデルの前倒し適用についてご検討いただけることを要望いたします。

以上

## 意見書

平成24年8月31日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8003  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめ ばん ごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代 表 取 締 役 社 長 田中 孝司

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

## ■はじめに

現在の電気通信市場においては、答申案にある通り、固定電話（加入電話＋ISDN）の契約者数が平成23年度末時点で前年度比約9%減の約3,595万加入と減少する一方、IP電話の契約者数は、前年度比約10%増の約2,800万件、そのうちOABJ-IP電話については、前年度比約17%増の約2,100万件となっており、いずれも顕著な伸びを示しています。このようなPSTNからIP網への急速なマイグレーションの進展等によって、PSTNのトラフィックは減少を続けており、平成24年度のPSTN接続料はGC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅に上昇します。このまま従来通りの算定方式に基づいてPSTN接続料の算定を続けた場合、今後も水準が上昇し続けることが想定されます。

このような接続料水準の上昇は、ユーザー利便に影響を与えることから、PSTNに残るユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先であるOABJ-IP電話（ひかり電話）の接続料水準から大きく乖離しない程度にPSTN接続料を抑制すべきと考えます。

このような市場環境の中、今回、平成25年度以降のPSTNの接続料算定方式に、LRICの改良モデルを適用し、あわせて、PSTNからIP網へのマイグレーションへの進展を踏まえ、実際のネットワークとLRICモデルで想定されるネットワークにおける償却済み比率に差異があることに着目した補正措置を講じることは、LRICの基本的なコンセプトを維持しながらコストの低減化を図るものであり、接続料の上昇が抑制されてユーザー利便が一定程度確保されることから有効であると考えます。

ただし、今回の補正は、あくまで一時的に接続料水準の上昇を抑制する措置であり、現行のLRICモデルを使い続ける限り、接続料水準の上昇傾向が続くことには変わりがないため、今回のLRIC改良モデルの適用期間中にPSTNのトラフィックが急激に減少した場合には、接続料水準が想定以上に急上昇し、ユーザー利便が大きく損なわれてしまう可能性があります。

この点に鑑みれば、今回構築された改良LRICモデルの適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、追加的な補正措置を講じるなどして水準の抑制を図る必要があると考えます。また、平行して、次期のPSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。

## ■平成25年度以降の接続料の算定方式について

今回の検討にあたっては、LRICの改良モデルを適用し、あわせて、実際のネットワークとLRICモデルによるネットワークに係る減価償却費及び賞味固定資産価額について償却済み比率に違いがあることを捉え、NTT東・西によるPSTNからIP網へのマイグレーションの動向を踏まえたLRICコストの補正がなされた算定方法となっており、コストの低減化が図られることが期待されるため有効な算定方法と考えます。

しかし、当該補正について、LRIC費用への影響が大きいという理由から、3年間の激変緩和措置を導入することが適当とされていますが、今後、IP網への移行は急速に進んでいくものと想定され、平成25年からの3年の間にも、需要の急激な減少による接続料水準の上昇等によって競争環境が大きく後退し、ユーザー利便が損なわれるおそれがあることから、激変緩和措置の導入は不要と考えます。

仮に激変緩和措置を導入する場合であっても、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こること

とから明らかになった際には、ユーザー利便を損なわないと、激変緩和措置の解除や追加的な新たな補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要と考えます。

#### ■適用期間について

答申案においては、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である」とあります。前述の通り、3年間の適用期間中に更なる需要の減少により接続料水準が高騰する恐れがあることから、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こることが明らかになった場合は、ユーザー利便を損なわないと、今回の補正における激変緩和措置の解除や追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要と考えます。

また、次期モデルの適用開始についても、今回の改良LRICモデルの適用期間終了後とする必要はなく適宜していくべきであり、次期モデルの検討については、今回の補正措置の状況を踏まえつつ、可能な限り早期に開始すべきと考えます。

#### ■次期モデル見直しに向けて検討すべき事項について

NTT東・西は「概略的展望」において2025年頃にマイグレーションを完了する旨公表しており、今後、それに向けてPSTNからIP網への移行が更に進展していることが想定されます。それに伴い、PSTNに係る需要が急激に減少する可能性は否定できず、その場合、急激かつ更なる水準の上昇は避けられず、最終的にはユーザー料金にも波及しかねないものと考えます。

そのため、次期モデル見直しに向けては、今回に適用されるLRICモデルの運用状況を踏まえつつ、次期に向けたIP-LRICモデルを含む抜本的な接続料算定方法の見直しの検討を可能な限り早期に開始すべきと考えます。検討に当たっては、答申案にある通り、IP-LRICモデルの検討のみならず、スコットドノードの仮定の見直しやNGN接続料との関係を踏まえた算定方法を採用する等、多角的な視点で進めるべきと考えます。

#### ■NTSコストの扱いについて

NTSコストについては、答申案でも示されている通り、本来、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、直ちにPSTN接続料から控除すべきと考えます。

ただし、NTSコストの一部再算入は、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度における補てん対象額の算定方法を見直すことに伴う暫定的措置として行われているため、ユニバーサルサービス制度の在り方も含め、国民のコンセンサスを得ながら、原則に沿うよう直ちに検討を進めるべきと考えます。

#### ■入力値の扱いについて

接続料算定に用いる通信量は、接続料の予見性を確保する観点から、実際に把握可能な過去実績を用いるべきと考えます。

一部予測値を用いる現行の手法を継続することについては、トラフィック傾向が安定している状況では一定の合理性があると考えられますが、現状はPSTNからIP網へのマイグレーションによりトラフィックの減少率が一定ではなく、予測値が「信頼性のあるデータ」とは言えなくなっていることから、過去実績値を使うべきと考えます。

#### ■東西均一接続料の扱いについて

東西均一接続料については、答申案でも示されている通り、本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、IP電話ではすでに東西別の接続料を設定していることも踏まえれば、東西別の接続料とすべきと考えます。

ただし、現在は社会的要請により全国一律の接続料となっていることから、国民のコンセンサスを得ながら東西別の接続料の導入について検討を進めるべきと考えます。

以上

## 意見書

平成 24 年 8 月 31 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 (ふりがな)	105-7313
住 所 (ふりがな)	とうきょうとみなとくひがしんばし 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
氏 名	こうせいがいしゃ 更生会社株式会社 ウィルコム
管財人 宮内 謙 かんざいにん みやうち けん	かんざいにん こしづか かずお 管財人 腰塚 和男

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

PSTN から IP 網へのマイグレーションが本格化していることに伴う需要減少により、接続料上昇が懸念されることから、今回、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申案(以下、「答申案」という。)において、平成 25 年度以降の接続料については、プライシングによる接続料の補正を行うことが示されました。本補正措置については、IP 網への進展による影響をコスト算定に反映するという点において、一定の効果があるものと考えます。また、次期モデルについて、IP 網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しの検討が必要との見解が示されておりますが、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するという LRIC の基本的考え方や今後 IP 網への移行本格化を見据えた対応という点から適切と考えます。

ただし、平成 25 年度以降の接続料に適用される補正措置につきましては、あくまで暫定的な措置であるため、答申案でも示されているとおり、IP-LRIC モデルの導入をはじめとした算定方式の抜本的な見直しの検討は急務と考えます。さらに、補正後の接続料も依然値上げ傾向にあり、特に平成 27 年度の接続料については、予測の幅も大きいことから、改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用すべく早期に検討着手すべきと考えます。

なお、答申案で挙げられている、検討事項のうちIP-LRICモデルについては、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するというLRICの基本的考え方や、IP化が進展しているという東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿の現状とも合致するものであることから、最も優先して取り組むべき事項と考えます。

以上